

情報通信審議会 総会（第26回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成23年7月25日(月) 15時00分～16時45分

於、第一特別会議室（総務省8階）

第2 出席した委員（敬称略）

大歳 卓麻（会長）、坂内 正夫（会長代理）、相澤 彰子、青木 節子、
浅沼 弘一、荒川 薫、井手 秀樹、伊東 晋、近藤 則子、
斎藤 聖美、鳶 信彦、新町 敏行、鈴木 陽一、須藤 修、高橋 伸子、
徳田 英幸、野間 省伸、服部 武、広崎 膨太郎、前田 香織、
山内 弘隆（以上21名）

第3 出席した関係職員

(1) 総務省

平岡 秀夫（総務副大臣）、小笠原 倫明（総務審議官）、
山川 鉄郎（総務審議官）

(大臣官房)

吉良 裕臣（官房長）、谷脇 康彦（官房企画課長）

(情報通信国際戦略局)

利根川 一（情報通信国際戦略局長）、久保田 誠之（官房総括審議官）、
横田 俊之（情報通信国際戦略局次長）、岡崎 俊一（情報通信政策総合研究官）、
渡辺 克也（情報通信政策課長）、岡野 直樹（技術政策課長）、
布施田 英生（通信規格課長）、淵江 淳（国際政策課長）

(情報流通行政局)

田中 栄一（情報流通行政局長）、佐藤 文俊（政策統括官）、
稲田 修一（官房審議官）、阪本 泰男（官房審議官）、
福岡 徹（郵政行政部長）、黒瀬 泰平（情報流通振興課長）、
吉田 博史（地上放送課長）、竹村 晃一（情報通信作品振興課長）

(総合通信基盤局)

桜井 俊（総合通信基盤局長）、原口 亮介（電気通信事業部長）

(2) 事務局

山田 真貴子（情報通信国際戦略局参事官）

第4 議題

(1) 答申事項

ア 「通信・放送の融合・連携環境における標準化政策の在り方（H21.8.26 諮問第16号）」について

イ 「情報通信分野における標準化政策の在り方（H23.2.10 諮問第18号）」について

ウ 「知識情報社会の実現に向けた情報通信政策の在り方（H23.2.10 諮問第17号）」について

(2) 報告事項

地上デジタル放送への完全移行について

開 会

○大歳会長 皆様、こんにちは。本日はテレビ撮影の申し出がございましたので、会議冒頭の部分を撮影いたします。ご出席の皆様におかれましては、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

それでは、早速ですけれども、ただいまより情報通信審議会総会、第26回になりますけれども、開催いたします。本日は委員及び臨時委員32名中、現時点で20名、広崎委員が若干おくれてご参加ということですが、いずれにしても定足数を満たしております。また、本会議の様子はインターネットにより中継しておりますので、あらかじめご了承くださいませ。

本日は、公務ご多忙の中、平岡副大臣にご出席いただいております。それでは、まず、平岡副大臣から一言ごあいさつをいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○平岡副大臣 皆様、こんにちは。ただいまご紹介いただきました、総務副大臣の平岡秀夫でございます。本日は、第26回の情報通信審議会総会に大変お忙しい中、ご足労いただきまして、本当にありがとうございます。厚く御礼を申し上げたいと思っております。

前回の総会が、2月10日でございました。その後、皆様もご承知のとおり、東日本大震災が起こりまして、甚大な被害が生じたわけでございます。あれから4カ月半が経ちました。2万人を超える死者、行方不明の方々がおられますが、亡くなられた方々には、心より哀悼の意を表したいと思っております。また、被災された皆様方には、心よりお見舞いを申し上げたいと思っております。

このような中で、政府も一生懸命取り組んでいるところでございますけれども、なかなか厳しい状況の中で取り組んでいるという状況でございます。思うように捗らない部分もあろうかと思いますが、引き続き一生懸命頑張っていきたいと思っております。

その中で、やはり情報通信分野というものが、この災害の中でも、私はその重要性について、国民の皆様方からも大きくとらえられたのではないかとも思っています。実は情報通信設備についても、大きな被害がございました。あるいは、通信が輻輳いたしまして、中々通じないというような事態もありました。情報が通じないということが、被害の状況を知る、そして被害の状況を知った上で、どう対応していくのかということについて、うまく対処できなかったという点もあったように思います。我々としては、この情報通信の役割というものが、このような災害のときにも大変重要な

ものであるということを改めて認識しておりまして、この審議会でも、そういう視点からも様々な議論をしていただいたとも思っております。さらに言えば、情報通信産業というものについては、これからの日本の国民生活あるいは経済成長においても大変重要なものであるとともに、復興に向けても大変大きな役割を果たしていかなければならないと思っております。そういう意味で、ぜひ皆様方にもそのような視点から審議をお願い申し上げたいと思います。

本日の審議会では、我々総務省が諮問させていただいた案件、すなわち一昨年の8月に諮問第16号で、通信・放送の融合・連携によるメリットを広く国民に還元し、我が国の国際競争力を強化する観点での標準化の基本方針について諮問させていただきました。

また、前回の総会では、諮問第17号で、進展の早い情報通信分野で、知識や情報の流通、共有、活用、蓄積が新たな価値を生む知識情報社会の実現に向けた今後の情報通信政策のあり方について諮問させていただき、さらに諮問第18号では、情報通信技術や標準化活動を取り巻く環境の変化に対応するための情報通信分野における総合的な標準化政策のあり方について諮問させていただいたところでございます。本日もこれらの件につきまして、皆様方の活発なご意見、ご審議をお願い申し上げたいと思います。

話は変わりますが、皆様ご存じの通り、昨日、地上放送につきましては、被災した3県を除いて完全デジタル化が行われたところでございます。今まで以上に通信・放送の融合・連携が本格化してくる中で、我々がこれから取り組んでいくべき課題も様々なものがあるかと思えます。被災した3県については、来年の3月31日までアナログ放送の停波を延期することにしておりますが、全員が必ずデジタル放送を見られるような状態で、アナログ放送の停波がされるという状態に持っていきたいと思っておりますので、引き続き皆様方のご理解とご支援を賜りたいと思います。

また、郵政改革の点でございますけれども、ご案内のように、現在、国会に郵政改革法案がかかっております。我々としては、郵政民営化で改めて生じてきた問題を克服して、将来持続可能な経営を行っていくためにも、経営者には経営ビジョンを明確にし、そして郵政事業のもとで働いている方々には、そのビジョンのもとでしっかりと働く。それが国民生活の向上につながっていくと思っております、何としましてもこの法案をこの国会で審議して、そして成立させたいと思っておりますのでございます。

この点についても、皆様方のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げたいと思います。

最後になりますけれども、この情報通信審議会が果たしている役割というのは、我々総務省にとっても、あるいは国民の皆さんにとっても大変重要なものであるわけですので、委員の皆様方には、今後とも幅広い見地から充実したご審議と、そしてあわせて総務省の情報通信行政に対してご指導、ご協力をお願いいたしまして、私のごあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○大歳会長　　どうもありがとうございました。

それでは、ここで報道関係者が退出いたしますので、しばらくお待ちいただきたいと思えます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。本日の議題は、答申事項3件及び報告事件1件の計4件でございます。

答申事項

(1)「通信・放送の融合・連携環境における標準化政策の在り方（H21.8.26諮問第16号）」について

○大歳会長　　まず初めに、諮問第16号「通信・放送の融合・連携環境における標準化政策の在り方」について審議いたします。本件につきましては、情報通信政策部会及び通信・放送の融合・連携環境における標準化政策に関する検討委員会におきまして精力的に調査、審議していただきまして、このたび答申（案）を取りまとめていただきました。

それでは、須藤部会長から答申（案）のご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○須藤部会長　　それでは、ただいま会長からお話ありました、諮問第16号「通信・放送の融合・連携環境における標準化政策の在り方 答申（案）」についてご説明させていただきます。

資料26-1-1をごらんいただきたいと思えます。まず、1ページ目をごらんいただきたいと思えます。諮問の概要及び検討の経緯について簡単にご説明申し上げます。

本件は、通信・放送の融合・連携環境下における情報通信の高度化によるメリットを広く国民に還元し、我が国の国際競争力を強化していく観点から、平成21年8月、諮問第16号「通信・放送の融合・連携環境における標準化政策の在り方」により諮問され、審議が開始されました。本答申（案）は、本年2月、通信・放送の融合・連携環境における標準化政策に関する検討委員会からの報告を受けまして、本年2月からパブリックコメントの募集を行ってまいりました。その間に震災もありましたために、二度にわたってパブリックコメントの募集を実施いたしました。その意見募集の結果、震災の影響などを踏まえ、本答申（案）のポイントを簡単にご説明申し上げます。

まず、今回の答申（案）のポイントになりますけれども、今後に向けた提言の部分に関して、次の3つの点に絞ってご説明をさせていただきます。今回の提言は、第1、標準化に関する当面の重点分野、第2、重点分野に関する標準化活動に関する具体的な措置、第3、今回の提言の意義に関すること。以上でございます。

まず、17ページをごらんいただきたいと思います。重点分野ということで、ここはかなりフォーカスを当ててご説明いたしたいと思います。17ページ、今後に向けた提言の箱の中の「①標準化の重点分野について」をごらんいただきたいと思います。本答申（案）では、知的財産戦略本部、それから総務省のICTタスクフォースにおける議論を踏まえまして、スマートグリッド、それから次世代ブラウザなど5つの分野を重点分野といたしました。

18ページをごらんいただきたいと思いますが、次に、重点分野に関する具体的な措置についてご説明申し上げます。資料の18ページ、上の箱の中の「②今後の具体的な措置について」をごらんください。当面講ずるべき措置について、情報通信審議会における、標準化の検討体制の見直し、及び標準化活動に対する支援がございました。

まず、検討体制見直しについてご説明申し上げます。これまでの標準化の検討体制を見直すことの必要性について指摘させていただきました。情報通信審議会の検討体制の見直しに関しましては、既に本年の2月10日の総会において、本答申（案）を踏まえ、ITUへの対応を検討する場として、従来情報通信審議会、それから情報通信技術分科会に設置されておりましたITU-TとITU-Rという検討体制の見直しを行い、スリム化かつ効率的な体制に再編いたしました。また、今後我が国の標準化の検討は、ITUへの対応に加えて、総合的な標準化政策を検討する情報通信審議会と、本年1月に民主導のICT国際標準化推進会議が発足しておりまして、このように政策論の検討を

行う場と、実際の標準化活動を行う場というのが官民双方で整備されております。検討体制は整っているという状況でございます。

次に、2、標準化活動支援ということについてご説明申し上げます。今回の特徴は、フォーラム／団体標準に関する官の役割として、民当事者間による情報収集、共有、それからフォーラム／団体への対応に関する意見交換等を行うための場の設定を促進としたことでございます。

18ページの上の箱の中の「今後更に検討すべき事項について」というところをごらんいただきたいと思っております。今回の答申（案）では5つの重点分野を提言いたしましたけれども、重点分野がこれにとどまらないということは言うまでもありません。また、こうした重点分野に対する国の支援のあり方についても、さらに検討を重ねる必要があると考えます。したがって、中長期的な研究開発戦略、それから海外の研究開発動向などを踏まえた標準化の重点分野のあり方から、デジュール、フォーラム／団体標準それぞれの場における標準化活動への支援のあり方について、新たな諮問として、新たな体制のもと精力的なご議論の必要性について提言させていただいております。

以上が、本年2月までに取りまとめられた答申（案）でございますが、続いて資料の20ページをごらんいただきたいと思っております。我が国は、本年3月11日に東日本大震災という未曾有の災害に見舞われました。被災地域はもとより、我が国の経済社会全体が大きな痛手を被りました。情報通信政策部会では、東日本大震災後の我が国の社会経済の状況等を踏まえ、先ほど説明させていただきました、今後に向けた提言について、さらに次の2点について検討を行う必要があることを追記しております。

第1に、今後我が国のリソースの使途が長期にわたって制約される可能性がある中、政府がICT分野の標準化を推進することについて、今後の国民生活や企業活動にとってどのような意義があるのか、基本的な考え方を改めて明確化すること。さらに第2点として、我が国の限られたリソースを標準化政策に活用していくに当たっては、さきに申し上げました、国民が問題意識を共有した通信ネットワークインフラの限界や電力供給力不足への対応など、震災をきっかけにして顕在化した課題に対応可能な分野への優先的な資源配分が必要である。このようなことから、今般取りまとめられました分野についても、さらにどのような技術分野を重点的に取り組んでいくか、改めて考え方を整理すること。この2点について、今後引き続き標準化政策の検討を進めるに当たりまして、検討を加える必要がある旨を追加いたしました。

以上でございます。どうぞ審議よろしくお願ひ申し上げます。

○大歳会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に関しまして、皆様からご意見、あるいはご質問等いただければと思います。いかがでしょうか。何もございませんでしょうか。この部分は過去にもいろいろな形で議論を続けてきていただいておりますし、最終答申ということで、ご意見がなければ、資料26-1-3のとおり答申するということがかと思ひますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○大歳会長　　それでは、本案をもって、答申することといたします。

（2）「情報通信分野における標準化政策の在り方（H23.2.10諮問第18号）について

○大歳会長　　それでは、続きまして諮問第18号「情報通信分野における標準化政策の在り方」について審議いたします。本件につきましては、情報通信政策部会及び情報通信分野における標準化政策検討委員会において精力的に調査、審議していただき、このたび中間答申（案）を取りまとめていただきました。

それでは、こちらのほうも須藤部会長から中間答申（案）のご説明をお願いいたします。

○須藤部会長　　かしこまりました。

諮問第18号「情報通信分野における標準化政策の在り方」に関する中間答申（案）についてご説明させていただきます。本中間答申（案）は、先ほど説明させていただきました16号と引き継いだ形で検討がなされているものでございます。

資料26-2-1をごらんください。その1ページ目を開いていただきたいと思ひます。初めに、諮問の概要及び検討経緯について簡単にご説明申し上げます。本件は、通信・放送の融合・連携環境における標準化政策に関する在り方答申（案）の今後に向けた提言を踏まえ審議を開始したものでございます。それは、先ほど申し上げたとおりでございます。現在諸外国においても標準化に関するさまざまな施策が講じられておひまして、我が国といたしましても、消費者、利用者の利便性向上、それから産業の国際競争力強化等の実現に向けて、中長期的な研究開発戦略等を視野に入れつつ、戦略的に標準化政策を推進することが喫緊の課題となっております。こうした状況のもとで、I C

IT分野の技術環境の変化、それから標準策定の場の変化等、標準化活動を取り巻く環境変化に対応する観点から、情報通信分野における総合的な標準化政策のあり方について、総務大臣から諮問されたものでございます。

2ページ目をごらんいただきたいと思います。まず、基本的な考え方についてご説明申し上げます。このたび報告させていただきます答申（案）につきましては、本年2月25日から検討に着手していただいております。しかしながら、本年3月、これも大震災の影響を受けることとなります。本年東日本大震災が発生し、我が国の経済社会に大きな変化がありました。現在我が国では、被災地の復旧、復興、それから電力供給不足への対応等が喫緊の課題となっております。先ほど説明させていただきました諮問第16号の答申（案）では、今後の標準化政策の検討を進めるに当たっては、震災後の我が国の経済社会の状況を踏まえ検討を行う必要がある旨、指摘させていただきました。そのため、諮問第18号では、震災後の我が国の現況を踏まえて、どのような基本的な考えに立って、ICT分野の標準化政策の検討を進めていくべきかという点について検討してまいりました。

基本的な考え方①、②にありますとおり、まず、①ですけれども、グローバルに見れば、震災の前後で情報通信分野の重要性に変化はなく、産学のプレーヤーがみずからの努力で技術開発や標準化に取り組むことが重要であり、その基本的な方針となる我が国としての標準化政策の策定、明確化が求められていること。②国の厳しい財政状況を考えれば、政府が予算等のリソースを使ってみずから行う活動や民への支援については、より厳しいアカウンタビリティ、説明責任が求められていくこと。以上2点を基本的な考え方として、①フォーラム標準、それからデジュール標準を含めた当面の標準化活動への対応、②中長期的な標準化政策のあり方について、現状の整理、国の具体的な役割、国が関与していくべき重点分野等を整理することにいたしました。

3ページをごらんいただきたいと思います。当面の標準化活動対応の現状について、まとめてございます。当面の標準化活動については、先ほど説明いたしました資料26-1-1「通信・放送の融合・連携環境における標準化政策の在り方」において、5分野などが提案されております。現段階では、この3ページの右下にございますように、各分野の検討体制を構成するプレーヤーが標準化活動を継続しており、当面の目標からすれば、進捗状況はさまざまでございますけれども、一定の進捗は見られるということは確認できると思います。ただし、現段階において、後で申しますように、国による支

援は不要と判断できる分野はないと考えられます。一方、消費者への効果という点から、今後活動の重点を絞っていくべきではないかという指摘を受けた分野もありまして、当該分野の検討体制の中で、こうした指摘を踏まえた検討が必要になってきております。

資料の4ページをごらんいただきたいと思います。当面の標準化活動対応に関する今後の方向性でございます。①でございますとおり、基本的には、現在の枠組みの中で引き続き民主導で標準化が推進されることを期待しております。よって、②にありますとおり、国としては、産学官の関係者が標準化活動の戦略を共有するための場の設定への支援、それから関連会合の日本誘致へ向けた環境整備といった後方支援を行う必要があると整理しております。ただし、③でございますとおり、我が国の社会経済の厳しい現状にかんがみ、国が今、申し上げましたような支援を行っていく場合には、震災後の国民、企業のニーズ、関心等に十分配慮することが必要になってきております。このようなことから、④にありますようなスマートグリッド、それからデジタルサイネージ、次世代ブラウザについて重点的に進めていくことが必要であるとまとめさせていただきました。また、国の取り組みの妥当性につきましては、以前にもまして厳しいアカウンタビリティ、説明責任を果たしていく必要があることから、不断の検証を行い、必要に応じて標準化活動の方向性の適否等について提言を行っていく必要があると考えております。

5ページをごらんください。中長期的な標準化戦略の現状についてまとめてございます。ネットワークインフラの相互接続や高速化、大容量化、それから安心安全の実現を目指して、デジタール標準化機関を中心にいたしまして、これまでも活発な議論がございましたけれども、現在、このことに加えまして、同一のハードウェア上で異なるサービスを共存させることができるネットワークの実現、2番目として、膨大な数の機器が人の操作を経ずに自律的に相互に通信を行うM2M、マシン・ツー・マシンですけれども、そのM2M通信のネットワークの実現といったイノベーションにかかわる議論が活性化しております。本答申（案）では、議論の素材として、5ページの下にあります5つのテーマにつき検討してまいりましたけれども、今申し上げました新たなイノベーションを中心に、諸外国の企業等の間で標準の主導権をめぐる議論が非常に厳しい状況でございます。厳しい議論が展開されております。

6ページ目をごらんください。中長期的な標準化戦略、今後の方向性についてまとめさせていただきます。中長期的な視点から見た国の役割でございますが、まず、

ネットワークインフラのイノベーションを維持、加速し、利用者の恒常的な利便性の向上と産業の発展を図ることは、国の責務であります。よって、各国政府等が主体であるデジュール標準化機関等において、みずから主体的に議論に参画するとともに、国内企業等が基本認識を共有し、そのもとに標準化活動を行う環境を整備するとともに、国が関与する場合には、効率的、効果的に標準化活動を実施すること、それから、関連するデジュール標準化機関等の検討の場における状況を注視し、我が国の企業をはじめとした標準化に取り組む関係者への情報提供、情報共有等における活動の支援を行うこと、以上が必要であるとまとめさせていただいております。

ただし、当面の標準化活動と同様に、社会経済は厳しい現状でございます。このように、国がこのような支援を行っていく場合には、震災後の国民、企業のニーズ、関心等に十分配慮することが必要であること、それから、具体的な分野といたしましては、素材として検討いたしましたテーマのうち、新世代ネットワーク、次世代ワイヤレスネットワークについて重点的に進めていくことが必要であると整理いたしました。また、国の取り組みに対する妥当性については、これも以前にもまして厳しい説明責任を果たしていくことが必要であるということから、不断の検証を行い、必要に応じて、国による施策の方向性等の修正に関して提言を行っていくことが必要であると考えます。したがって、評価が極めて重要な役割を演ずるということになります。

以上でございます。審議、よろしく願い申し上げます。

○大歳会長　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に関しまして、皆様からご意見、ご質問いただければと思いますが、いかがでしょうか。ございませんか。鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員　今回のこの議論に関与した者として、今の資料の6ページにあります、その冒頭部分の、ネットワークインフラという社会の基盤をなすもののイノベーションを維持、加速し、利用者の恒常的な利便性の向上と産業の発展を図ることは、国の責務とあるところ、これがやはり非常に重要なところなのではないかと、私、思います。中長期にどれぐらい国がしっかり関与するかが問われているといもいえるでしょう。たとえば、インターネットの黎明期にアメリカがああ技術に将来性や、可能性を見いだして、非常に手厚いサポートをした。やはりそれを見習うべきではないかと、私は思っております。ただし、今の部会長のご説明にもありましたように、選び取ったからといって、それをずうっと無条件でやるのではなくて、しっかりチェックをしながら、必要な見直

しを行うという視点が入りました。ですので、大胆に選び取って、まず推進してみる、サポートしてみるのが重要と考えます。この6ページに書いてあることを含めて、直近の課題も含めてですけれども、一つの方向性が出てきたのかなと、私は感じております。

○大歳会長　　ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。お願いします。

○服部委員　　服部でございます。

国の支援のあり方の方向性がここで答申されていると思うんですけれども、震災の影響とか、そういうことを配慮することは当然だと思うんですけれども、基本的な考え方の②で、財政状況を考えれば、政府が予算等のリソースを使って行う云々について、厳しい説明責任が求められるというのは当然ですけれども、そういう状況の中でも支援していくということが国際競争力を高める上で、私は非常に重要だと思います。

具体的には、例えば人材の育成とか、あるいは標準化活動にかかわるいろいろな負担、そういうことを日本ももう少し積極的に行うということが……。たしか当初はそういうことを考えましょうということだったと思うんですけれども。そういう意味では、先ほどの答申もそうなんですけれども、国の支援が、場を設定するということにとどまるというのは、やや後ろ向きだなという印象をとらざるを得ない。いろいろな状況はあるんですけれども、長期的に見たときに、例えばE T S Iですと、全体の予算の半額ぐらいを標準化活動の支援に回すという、そういう財政的な負担もあるということで、もう少し積極的な姿勢というものが望ましい。今後さらに検討するというのであれば、ぜひその辺を含めて検討していただきたい。

今、世界は、ある意味で非常に厳しい競争の状況にあるということを考えれば、やはり企業だけでできる限界があると思うんですね。ですから、そういうことをもう少し前向きに取り組むというんですか、いろいろな状況の中でも、説明責任を行った上で、そういうことは当然支援していくという、もうちょっと踏み込んだ姿勢が望まれたと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○大歳会長　　ありがとうございます。

須藤部会長、いかがでしょうか。

○須藤部会長　　取りまとめにかなり注力していただいた徳田委員と鈴木委員に、後でまた補足をいただきたいと思いますが、おっしゃる点、ごもっともと存じます。人づくりというのは重要でございますので、限られた制約ではありますけれども、可能な

限り積極的に関与すべきだろうと、国の支援が重要になるだろうと思います。その意味では後で、17号ですけれども、そこで今後の情報通信政策のあり方でまたちょっと触れさせていただきたいと思います。ただいま服部委員から提起された点については全く無視しているわけではなくて、非常に重視しているということを申し添えたいと思います。

○須藤部会長 徳田先生と鈴木委員からコメントいただければと思います。

○大歳会長 では、お願いできますか。

○徳田委員 取りまとめをお手伝いさせていただいた慶應大学の徳田です。

先ほどの服部委員からのご指摘のように、もう少し積極的に踏み込んだ書き方ということも考えられると思うんですけれども、私たち2つのグループに分かれて、当面の標準化活動、これはこの会でも話題になりましたけれども、新しい官と民の役割分担ということで、当面の標準化活動に関しましては、4ページにございますように、基本的には民主導で標準化が推進される。ただ、民に全部任せるというわけではなくて、服部委員ご指摘のように、どういう形で民と産と官と学が連携しながらやっていくかということで、ここまで一応まとめさせていただいたということで、先ほどの16号と比べますと、さらに絞り込んでありまして、スマートグリッド、デジタルサイネージ、次世代ブラウザという形で重点的に進めていこうと。それから、消費者の視点ということもきちっと考慮して、国民、企業のニーズ、関心等に十分配慮しながら、かつ不断の検証を行っていこうという形で、当面の標準化活動に関しては民のスタンスを前面に出していくんだけれども、いろいろな形で支援できることを、不断の検証をしながらやろうと。ただ、一たんカチッと切って、そのまま進んではいけないということが一つのポイントかと思っております。

それから、先ほど中長期的なほうの標準化戦略に関しまして、鈴木委員からお話がありましたように、ネットワークインフラのイノベーションということが、我が国の国際競争力を維持していく非常に重要なテーマですので、このネットワークインフラというところで、これは委員によってはネーミングが微妙なんですけれども、新世代ネットワーク、それからいろいろ新しいアプリケーションが生まれてくる次世代のワイヤレスネットワーク、両方とも非常に大事なワイヤフルとワイヤレスの貴重なインフラですので、ここを重点的に国内のステークホルダーとともに標準化活動を活性化していこうというふうな視点でまとめてありまして、服部委員がおっしゃるような人材育成まで踏み込ん

であればよろしいかもしれないんですけども、今のところこういうふうに2つに整理させていただいております。

以上です。

○大歳会長　ありがとうございます。鈴木委員、補足ございますか。

○鈴木委員　私からは、2点補足させていただきます。

1つは、デジュールというものについては、引き続き国がしっかり主体としてやっていくんだということは示されておりますので、逆に民間あるいは各種団体、フォーラム等の規格について、民間の活力というものを生かしていきつつサポートするという点では、上手に整理されていると思います。

それから人材育成については、私も服部委員の意見に大変共感いたしまして、私自身国際規格づくりに一定の経験がございますけれども、その経験を通じて、国際規格、国際標準というのは、単に技術だけではなくて、人と人とのつながりが極めて重要であると思っております。ですので、この総務省の中だけで閉じない問題なのかもしれませんが、人材育成あるいは関与する人材をどうやって、広い意味で育てていくかということは非常に重要な課題だと、私も思っております。

○大歳会長　ありがとうございました。

ほかにございますか。高橋委員、お願いします。

○高橋委員　私は2つのワーキンググループの委員でございましたので、少し補足発言をさせていただきたいと思っております。

実はこの16号の諮問の前の標準化の会議体にも所属していたのですが、これまでも我が国は非常な財政負担を負って支援をしてきたにもかかわらず、芽が出ていないといえますか、産業分野、あるいは国の活性化に結びつくような形になっていないという反省に基づいて、今回この16号及び18号の答申に向けた審議を行ったつもりでございます。

検証した結果、やはり戦略性が非常に不足していたのではないかとということで、今回は国が多少なりとも協力する分野であれば、目標をきちんと設定して、それとの関係で進捗状況をチェックする。それも、中の人だけではなくて、私のような、その分野では素人ではございますが加えていただいた。ただ、JISCとかISOの国内の審議団体に所属していて感じますのは、情報通信の分野以外では消費者参加というのが非常に進んでいるんです。この分野は、今までそういう点でおくれてきたということで、今回は

そういうところの消費者委員で経験のある方などがかなり入って審議をしたということでございます。進捗状況をチェックして、また今回の3.11の震災と、その後の経済状況の変化があれば、目標についても適宜適切に変更を行っていく。そういうプロセスを継続してオープンに行って、透明性を図って、前に進んでいこうじゃないかと、そういうコンセンサスのもとに審議されたと思っております。

ですので、人材の点等は、後ほどもう1つの議題のほうでご発表があると思えますけれども、中長期的な研究開発戦略のほうにも、標準化の人材育成の問題であるとか、国の関与の仕方も入っておりますので、ご疑問があれば、そちらのほうでやりとりをしたいと思えます。

以上です。

○大歳会長　　ありがとうございました。

ほか、ございますでしょうか。広崎委員、どうぞ。

○広崎委員　　広崎でございます。

先ほど服部委員からご指摘のあった点、私からも、産業界からもさらにお願ひしたいと思っております。つまり私ども産業界も、標準化戦略、これが今後の事業展開に関して非常に重要だということで、みずから汗を流そうと決意しているんですが、それと連動して、タイアップした形で産官学の連携が強化されるということを望んでおりますので、場の設定の支援あるいは環境整備、これは大いに結構でございますが、それにもう一步踏み込んだ積極的な策を講じていただければありがたいと思っております。

前半のほうで、さきの大震災からの教訓が多少入ってございますが、皆さんご案内のとおり、あの震災の中で通信接続状況が非常に悪い中で、インターネット、ツイッターでございますとか、こういったものが非常にうまくつながった。分散型ネットワークが非常にうまくつながった。それで、避難所の必要な情報が、そういったところを介して入ったでありますとか、あるいはITS Japanからも報告されてございますが、グーグルさんの情報をもとに、実際に走れた道路からプライベートな車からの情報を全部集めて、どの道路は今、走れる、走れないというプライベートなマップが作成されて、それが現地の物資の運搬に大変役に立ったといったようなお話もあります。

何を申し上げたいかといいますと、やはり時代は今、大きく変わっていて、デジュールで基本構造をきっちり決めるところと、それから、エンドユーザーの利便性、多様なニーズを吸収すべきデファクト、この2つが車の両輪で働く。それによって、結果的に

産業競争力が強化されるというふうには持っていかなければいけない。だとすれば、先ほどの高橋委員のご意見にもありましたけれども、国としてもっともっと戦略性を持った標準化対応をすべきですし、そういった観点から、もう一步踏み込んだ施策、これを望みたいと思っております。

以上です。

○大歳会長　　ありがとうございました。

ほかございますでしょうか。お願いします。

○服部委員　　もう1点追加させていただきたいんですけども、標準化やるということは、もう一つは知的財産といいますか、これと必ず連動して行うということが必要だと思うんですね。世界の国際戦略の中で、知的財産ということが最終的には非常に重要な部分です。今回のこの資料の中にも、残念ながら……。知的財産を確保しつつ標準化戦略を行うという、そういった文があればと、私、大変期待したんですけども。やはりそのことを考慮する。これは、ある意味では産業の基盤というんですか、そういうことをしっかり持ちながら行っていくということで、産業政策、その上で知的財産を確保しつつ標準化戦略を進めていく。国が全体を見ながらうまく主導していくというんですか、そういうことが今、求められていると思いますので、知的財産の点も十分配慮しながら標準化戦略を進めるということをぜひお願いしたいと思います。

○大歳会長　　ありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。幾つかご意見ちょうだいしましたけれども、特に対立した意見ということではなくて、補足でありますとか、あるいはさらに踏み込んでという観点が皆さんのご意見だったと思いますので。ほかにはございませんか。

○須藤部会長　　一応お答えさせていただきます。政策部会として、ただいまの服部委員、それから広崎委員のご意見踏まえさせていただこうと思います。おっしゃった点、もう少し踏み込めというのが重要な論点だと思います。きょう報告させていただきましたのはあくまでも中間答申でございますので、ただいまいただいた論点を政策部会でも詰めるとともに、これまでも主体的に検討を精力的にやっていたいております徳田委員長、それから鈴木委員長代理がいらっしゃいますので、この点を踏まえてまた検討を重ねていただきたいと要望いたします。

○大歳会長　　ありがとうございました。

それでは、最終答申に向けまして議論を深めていただくということで、本件につきま

しては、資料 26-2-3 とおり中間答申することとしてはいかがかと思えますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○大歳会長　それでは、本案をもって中間答申することといたします。

(3) 「知識情報社会の実現に向けた情報通信政策の在り方 (H23. 2. 10 諮問第 17 号)」
について

○大歳会長　続きまして、諮問第 17 号「知識情報社会の実現に向けた情報通信政策の在り方」について審議いたします。本件につきましては、情報通信政策部会及び新事業創出戦略委員会並びに研究開発戦略委員会において精力的に調査、審議していただき、このたび中間答申(案)を取りまとめていただきました。

それでは、また須藤部会長から中間答申(案)のご説明をお願いします。

○須藤部会長　かしこまりました。

諮問第 17 号「知識情報社会の実現に向けた情報通信政策の在り方」に関する中間答申(案)につきましてご説明させていただきます。

まず初めに、諮問の概要及び検討の経緯について簡単にご説明申し上げます。本年 2 月の諮問以降、2020 年ごろまでを視野に入れて、今後の市場構造の変化、国民利用者の社会生活に及ぼす影響等を踏まえつつ、ICT 総合戦略を描くことを目的といたしまして、情報通信政策部会のもとに設置されました新事業創出戦略委員会、それから研究開発戦略委員会、そして総務大臣主催の ICT 地域活性化懇談会、それから総務副大臣主催の ICT グローバル展開の在り方に関する懇談会において検討が開始されたところでございます。

このたび説明させていただく答申(案)につきましては、こうした検討過程の中で発生した、これもまた東日本大震災でございますが、この大震災から得られた経験を踏まえ、改めて検討の視点の整理を行ったものとなっております。なお、本答申(案)の副題といたしましては、表紙にありますように、「東日本復興及び日本再生に向けた ICT 総合戦略(仮)」、まだ(仮)とさせていただいております。

まず、この資料 26-3-1 の 1 ページ目を開いていただきたいと思います。第 1 章といたしまして、今回の大震災からの経験を踏まえた情報及び ICT の重要性、それを

踏まえたICT総合戦略の基本理念、そして今後強化していく取り組みとして情報流通連携基盤の実現を整理いたしました。これらは、主に新事業創出戦略委員会でご検討をいただいたものが反映されております。

第2章といたしましては、ICT総合戦略の基本理念につきましては、各委員会及び懇談会の取りまとめを踏まえまして、ICT政策の基本的方向性として6つの柱を整理いたしました。具体的にはこの第2章の6つの柱が書いてあるとおりなんですけれども、「1. 通信インフラ等の耐災害性の強化」、「3. ICT利活用における新事業の創出」、「4. ICTによるエネルギー制約克服への貢献」につきましては、主に新事業創出戦略委員会の取りまとめ、それから「2. ICTによる地域の絆の再生・強化」につきましては、主にICT地域活性化懇談会の取りまとめ、それから「5. ICT分野における国際協調・連携の強化」につきましては、主にICTグローバル展開の在り方に関する懇談会の取りまとめ、これらを支える横断的取り組みとなります「6. ICT分野における研究開発の推進」につきましては、研究開発戦略委員会の取りまとめを反映させたものとなっております。

第3章といたしましては、来年7月を目途として最終答申をしなければなりませんけれども、それに向けた宿題事項を例示させていただきました。これらは、主として新事業創出戦略委員会でご検討をいただいたものが反映されております。

最後に別紙としまして、第2章における具体的施策を改めて整理させていただいております。その上で、それらのうちから被災自治体が希望する施策につきましては、先行的、重点的にその実施を国が支援するものとしてまとめさせていただいております。

2ページをごらんいただきたいと思います。今回のこのたびの大震災の経験を踏まえて、情報とICTの重要性を改めて整理させていただいております。例えば遠隔医療において、平時では認められないファクス等による処方せんの臨時的な交付、あるいはNPO等によるインターネットを活用した官民連携による情報連携、また、生命等を害するおそれのある場合の個人情報の柔軟な取り扱い、住民関連データ等のバックアップデータの活用による事業継続。事業継続ということも、改めて今回の震災でクローズアップされたところでございます。それから、緊急時の連絡手段として携帯端末等が活躍した。先ほど委員のご意見にもありましたように、いろいろな民間の迅速な対応がございました。スマートフォンをはじめとして、そういう携帯端末が非常によく活躍したということもよく報道されているとおりでございます。そういうところが、今回の経験

でよくわかったということになります。このことは、情報というものが命を守るライフラインということであることを改めて再認識させてくれたということ、それからICTがその重要なツールであることを再認識したということを整理しております。

続きまして、3ページをごらんいただきたいと思います。本答申（案）においては、来年の答申に向けて検討する、2020年ごろをめどに実現する知識情報社会につきまして、被災地の住民等が主体となる東日本とその原動力となる日本再生の先にある実現すべき社会像を改めて整理しております。その上で、当面続くと考えられます東日本復興及び日本再生を同時並行的に推進するに当たってのICT総合戦略の基本理念として、ここに掲げられております5つに整理しております。

4ページをごらんいただきたいと思います。これまでのICT総合戦略のうち、特にICT利活用の推進におきましては、行政、医療、教育等の個別分野ごとの縦軸——あるいは縦割りと言っていいかもしれません。情報化の促進が中心でありました。今回の大震災で顕在化したこと、この教訓としては、やはり情報の横の連携というのが改めて重要であるということ認識させてくれたものでございます。この横の連携の重要性等を踏まえまして、今後は情報流通連携基盤の実現という横軸の取り組みを強化することにより、東日本復興及び日本再生を支え、ひいてはその先にある知識情報社会を実現することが期待されるというふうに整理されております。

5ページをごらんいただきたいと思います。先ほど説明させていただきました5つの基本理念に対応する「1」.から「5」.の柱と、それらを支える横断的な取り組みとして「6. ICT分野における研究開発の推進」の6つの柱を一覧に整理しております。

6ページから11ページの各柱における具体的施策については、時間の関係もございまして、私からの詳細な説明は割愛させていただきますけれども、概要といたしましては、「1. 通信インフラ等の耐災害性の強化」のところですが、ここにつきましては2点、「①通信インフラ等の耐災害性の強化・再構築」、それから「冗長性の高い情報提供基盤の構築」。

2. としましては、5点。まず、「地域ICT人材の育成活用の推進」。人材の育成というのは、極めて重要であるということ。「②課題解決指向の『地域自立型』の取組の推進」、「③地域におけるICT利活用の基盤整備の推進」、それから④として「官民情報連携の推進」、⑤として、「様々な分野におけるICT利活用による地域活性化」。

それから3.につきましては、7点ございます。ここにありますように、8ページ目

になりますけれども、「クラウドサービスの普及促進」、「テレワークの推進」、「『情報の利活用』の積極的推進」、「情報セキュリティの強化」、「東北地方における新たなICT拠点の創造」、「電波を利用した新事業の創出」。今回のデジタル地上波の一つの重要なものというのは、やはり電波の有効利用ということがございます。それも絡めて。それから、技術分科会でも議論していただいておりますように、電波の積極的な利用、それに基づく新事業の創出ということになります。7番目として「コンテンツ作成・流通の促進」ということになります。

4. つきましては、2点。「日本型スマートグリッドの推進」、「グリーンICTの推進」。

5. としましては、5点。これは国際関係でございますけれども、「相手国との協働によるプロジェクト案件形成」、「案件形成と一体となった標準化戦略」、「ファイナンスの積極的活用」、「グローバル展開体制の組成」、「海外への情報発信の強化」。

6. つきましては、2点。「今後取り組むべき研究開発課題」、「研究開発のシステムの在り方」というふうに整理しております。

そして12ページをごらんいただきたいと思います。各施策につきましては、今回の大震災の発生前から重要性が認識されており、今回これらの重要性が、凶らずも浮き彫りとなった形になっております。今後も政策の前提となる環境が大きく変わる可能性がありますので、ICTの方向性につきましては、引き続き情報通信政策部会において検討を深めていくことが必要としております。

13ページをごらんいただきたいと思います。冒頭でご説明申し上げましたとおり、本答申（案）の取りまとめに当たりましては十分な審議には至らなかった事項につきまして、来年の答申に向けた宿題事項として、①通信・放送ネットワークの将来像に関するもの、②ICT利活用環境の将来像に関するものを例示しております。

最後に別紙をごらんいただきたいと思います。最後のページになります。細かくて、申しわけありませんけれども。これは、第2章の「1.」から「6.」の具体的施策を一覧として整理し、そのうち「7. 東日本復興に向けた重点支援策」といたしまして、例えばICTを活用した新たなまちづくりによる東北地方の創造的復興及び海外への発信による我が国の国際社会における信頼の回復・向上。次の①から③の具体的な支援の推進。つまり通信インフラ等のハード面での復興、自治体クラウドの早期導入等の行政、医療、教育等におけるクラウドサービスの利活用の促進、それから日本型スマートグリ

ッドの推進等、ICT利活用による復興、3番目として、ICTによる復興計画の策定を図るための人材派遣というのがございます。それから、東北地方における新たなICT拠点の創造。電波を利用した新事業の創出というふうに、こういう必要性の高いものを整理させていただいております。

既に委員各位にありましてはご承知のとおりでございますけれども、デンマークなどをはじめとしてスマートシティー構想などが進んでおります。そういう非常に先駆的な事例も参考にしながら、ICTを利活用した新たなまちづくりということを強く打ち出させていただきたいと思っております。東北を一つのテストベッドにして、高度な日本再生のモデルの先駆けというふうな位置づけにさせていただければと考えております。これは、政策部会で各委員からも、強調するものをしっかりと一言えというご意見ございました。

それから、先ほどほかの答申についてご意見が出ましたとおり、この第17号では、総合的なものではございますけれども、人材育成についてかなり重点的に、これは研究開発とも絡んでまいりますけれども、これを重視せよというご意見、それからコンテンツについても極めて重要であるので、この点についても入念な検討が必要である、そしてPDCAサイクルを回して、きちっと評価して、査定して方向性を確定する、あるいは変更が必要な場合はきちっと変更をするという合理的な変更を行うということも必要であるというふうなご意見、非常に活発にご議論いただき、ご意見をいただきましたので、その点も含めて、まだこれは中間答申ですので、今後最終答申に向けて検討させていただくということにしております。

中間答申としては、以上でございます。審議をよろしくお願いいたします。

○大歳会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に関しましてご意見、ご質問をいただければと思います。

齋藤委員、お願いします。

○齋藤委員　　これに限らずなんですけれども、東日本震災ということが大きくクローズアップされて、それに対応するような形での答申というふうに、なっているかと思えます。これに関しましては、2月に諮問が出ております。ということは、2月にこの諮問が出てきたときには、何か問題意識があつての諮問であつたと思えます。それが、復興、再生というようなサブタイトルに沿った形になったということは、2月の諮問時点での問題意識というのがなくなったのか、薄れたのか。そういうことが、もしあるのであれば教えていただきたいと思います。震災がそれだけ大きな衝撃を与えたものだというこ

とはよくわかるのですが、2月の時点と今の時点と、どういうふうに変わってきたのかというのを理解したいと思います。と申しますのは、震災というのは確かに大きな出来事であり、これからも影響を与えることではありますけれども、もっと中長期に考えたときに、何か忘れたもの、失ったものがあるのだろうかというのがちょっと気になりますので、そのあたりのご説明をお願いしたいと思います。

○大歳会長　　ありがとうございました。

須藤部会長。

○須藤部会長　　十分お答えできるかどうかわかりませんが、これはいろいろな委員会、新事業創出戦略委員会、研究開発戦略委員会、2つの懇談会等で——あと、コンテンツの懇談会もございます。検討されたものを総合的に考え、まとめさせていただいておりますので、整合性があるように努めておりますけれども、十分にお答えできるかどうかわかりませんが、基本的には、これまで考えていただいた点というのは変化はないと考えております。

ただし、ウエートづけといたしますが、今回の震災で得た教訓で、従来どおり情報連携が重要だということは認識しておりましたけれども、改めてその点を強く認識したという点もございます。それから、総合的施策で、これは政策部会でもご意見いただいておりますけれども、スマートグリッド、電力供給体制、あるいは需要体制についても相当の検討が必要で、これは総務省だけではなくて、政府全体で考えなければならないことでもございますので、表現がなかなか難しいんですけども、調整が必要になりますけれども、早急にここら辺はやらなければならない。

ただし、これも前にあった地球環境問題ということがございまして、それ以前から課題であったわけですが、今回の大震災で、急がなければならない。だから、急ぐ必要がある。これは政策部会でも、喫緊の課題というのとはとにかく早く手を打つべきだというご意見をいただいておりますけれども、その点を明確に意識してというようなこともございます。そのようにお考えいただければと思います。

特に政府予算というのは限られております。その中で復興ということは、平岡副大臣からのお言葉にもありましたように、政府としては真っ先に取り組まなければならない課題でございます。そうすると、総務省としてどういう形でこの復興にかかわり、そして支援していくかというのは重要になりますので、その点はやはり強調せざるを得ない。けれども、それは短期的なものではなくて、2020年を見計らった上での長期の一環

でやらせていただきたいということを申し上げたいと思います。

以上です。

○大歳会長 ありがとうございました。

斎藤委員、よろしいですか。

○斎藤委員 はい。

○大歳会長 では、坂内委員、お願いします。

○坂内会長代理 社会の重要な機能としてのICTということで非常によく取りまとめられていると思うんですけども、もう一つ大きな枠組みを設定する必要があるのではないかと思います。それで、例えば先ほど広崎委員が一例を出されて、グーグルの情報を使ってと言われましたけれども、私はITS Japan副会長をやっているんですけども、あれはホンダさんとかトヨタ、日産、パイオニアの情報をグーグルマップの上にマッピングをしたという意味では、この未曾有の危機に際して、自動車各社という民間が、社会基盤としてのICTというのを形成するというところで、非常に短期的な合意が行われて、数日のうちにグーグルのプラットフォームにのせた。その後、ヤフーもやっているし。

ということなので、今回はこういう社会システムを実現するさまざまなターゲットに対して、ICTの役割も非常に大きいんですけども、例えばそれを支えるデータであるとか、さまざまな他省庁、他分野で行われているものと、より積極的な……。先ほど連携基盤とおっしゃっていましたがけれども、これはもう非常に重要なことですが、もう少し大きなフレームワークで、社会基盤として貢献すべきものをつくるという、まず、前提が必要ではないかなと。これは、標準化の体制でもともと意識をされていたことで、多分総務省の上の内閣府でやられる標準化、フレームワークの中でやるべきということだと思うんですけども、今、各省庁でそれぞれが中心のプランが出されるというのは、あまりそれが、ばらばらと言ってはあれですけども、ならないうちに、1個のフレームワークの中で実現することが必要だろう。

先ほど斎藤委員が、何が変わったんだということですが、私の認識だと、要するにこういうことはやるべしというのは、ずうっと前から、ある意味で一般論としては同じだったんですけども、先ほど申し上げたように、それぞれ各社というのは利害関係もあって、現にその後はまた個別になりましたので、やはりそれを超えて社会システムをつくるという。ある意味では日本がホットにこの価値観を実現しようという、そこ

が今回変わっていて、それを明確にしたフレームワークというのを、総務省の審議会の議論ではないかもしれないですけども、平岡副大臣もおられるので、多分そういうところをぜひ緊急に設定していただきたいと思います。

それからもう1つは、先ほどの政策のところでも、先ほど須藤部会長からもちょうとあったんですけども、日本の標準化政策の中で決定的に欠けている、あるいはよさでもあったのかもしれませんが、スピードという、これを政策の中にそろそろ明確に反映すべきではないか。国内的な合意をきちっと形成して出ていくというプラスの面は、若干時間をより多く使わざるを得ない。だから、時間と合意という、その時間軸というのを、こういう標準化政策あるいは具体化の中で明確に入れていく必要があるのではないか。それからもうちょっと余計ですけども、国際標準という前に、日本自身がグローバル化を、いい意味でしていくということも必要ではないかなというような気がいたします。意見。

○大歳会長　ありがとうございました。

徳田委員。

○徳田委員　坂内委員と全く意見が同じ方向で、私ももう少しプッシュさせていただきたいんですが、別紙のところにICT利活用による新事業の創出、3番のところ、実は今のご指摘のようなオールジャパンの体制でのデータの共有等は、ここでは、細かい字なんですけど、デジタルデータの官民情報連携を実現するためのいわゆるガバメント2.0の推進というような形で、キーワード的には入っているんですけども。ここで抜けているのは、例えば医療データ、がんのデータ等を非常にお金をかけて研究がやられているんですけども、医療のデータ等が大学の病院で閉じていたり、地方で閉じていたり、オールジャパンで共有して、セキュアに共有して、匿名化もきちっと守ってあげて、研究のプロセスを加速させるということがどうもうまくいってなくて。ICTが、私たちのいろいろやってきた従来のやり方のプロセスを変えて、加速して、先ほどのスピード感ということなんですけども、それを支えるポテンシャルが非常に高いところがもうちょっと。災害時のときだけ、これをやるのかという誤解がないように。

新しい時代に入ってきていて、ITコホートというのをたくさんの形でやり始めておりますけども、それがオールジャパンの体制でできるためには、ここに書いてある医療クラウドという書き方も一つなのかもしれませんが、とにかくオールジャパンでデータの共有を非常に安全な形でできて、それを利用できる社会インフラの形に変え

ていくのが大事なのではないかと思っております。

ですから、新しい社会インフラヘシフトするときに来ている、実際、先ほどのホンダさんとトヨタさんのデータを共有してマッピングしただけなんですけれども、サービスのマッシュアップであれだけできるわけですから、通常時のいろいろなデータが分断されていて、我が国は少しハンデをしょっているのです、こういうガバメント2.0とか医療クラウドだけではなくて、より積極的にデータの共有、新しい処理の共有、そういうものをICTを使ってやっていく。新しい社会インフラづくりというのがよろしいのではないかと思います。

○大歳会長 ありがとうございます。

まだ挙手いただいているんですけども、副大臣のご予定が急遽早まった様子でありまして。この案件につきましては中間答申ということで、あくまでも最終答申に向けてのステップでございますので、副大臣退出された後も議論を進めたいと思います。ただ、答申書のお渡しすることは早めてやらせていただきたいと思っておりますので、ご了解いただけますでしょうか。すみません。

それでは、まず、資料26-3-3のとおり中間答申するということがかかっていますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○大歳会長 それでは、本案をもちまして中間答申することといたします。

ということで、諮問第16号「通信放送の融合・連携環境における標準化政策の在り方」ほか2件につきまして答申をすることにいたします。

それでは、答申をいたしたいと思っておりますので、事務局より取り進めをお願いいたします。

○山田国際戦略局参事官 それでは、これから撮影のために報道関係者の方が入室いたしますので、しばらくお待ちください。

総務大臣

片山善博 殿

情報通信審議会

会長 大歳卓麻

答申書

平成21年8月26日付け諮問第16号「通信・放送の融合・連携環境における標準化政策の在り方」及び平成23年2月10日付け諮問第17号「知識情報社会の実現に向けた情報通信政策の在り方」並びに平成23年2月10日付け諮問第18号「情報通信分野における標準化政策の在り方」については、審議の結果、別添のとおり答申いたします。

よろしく申し上げます。

(答申書手交)

○平岡副大臣 委員の皆様、本当にありがとうございました。諮問第16号については、随分長い間時間をかけて審議していただきましたが、震災に伴う、その後の色々なご意見も踏まえて、短い時間ではありましたが、取りまとめていただきました。諮問第17号、第18号についてはまさに中間答申という位置づけでございますので、先ほど皆様方からも多くの意見が出ておられました。今後は最終答申に向けて、そうした意見もぜひ取りまとめた上で、答申していただければと思います。

ただ今、色々と議論がございましたけれども、まさに情報通信という分野は、これからの日本の再生、あるいは復活と言うべきなのかもしれませんが、どうしても欠くことのできないものでありますし、また、東日本大震災で被災した地域においては、復興に当たって、これからの日本の再生をも引っ張っていくような、そのような復興が実現できればと思っております。第3次補正予算もこれから組まれるわけでありまして、総務省としても、本日いただいた中間答申の中に含まれているような案件を、できる限り中長期的な視点で盛り込んでいけるように頑張っていきたいと思っております。

こうした答申を取りまとめていただきました大歳会長をはじめとして、委員皆様方に深く感謝いたしますとともに、今後とも引き続き総務省のこれからの情報通信行政あるいは政策課題についてご理解とご支援を賜りますことをお願い申し上げて、感謝の言葉とさせていただきます。片山総務大臣には必ずお伝え申し上げますので、どうかよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○大歳会長 どうもありがとうございました。

○山田国際戦略局参事官 それでは、報道関係者の方はご退室をお願いいたします。

○大歳会長　　すみませんでした。

それでは、挙手いただいております方々、もう一度お願いできますでしょうか。鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員　　被災地であります仙台に住んでいて、かつ情報通信技術の研究をしている者として、今回のこの中間まとめを非常に感慨深く、いろいろな思いを持って読んでおります。

先ほど平岡副大臣からもお話がありましたように、情報通信技術が、社会の言ってみれば神経系である。したがって、これがなくして、言ってみれば生存できないといえますか、社会というものが回らなくなるということを如実に突きつけたのが、この3月11日の大震災であったと、私、思っております。

そういった観点で、抽出されていた課題群の重要性はまさにそのとおりと考えます。そこに、優先順位づけが大分変わってきたということが現れているのだらうと思います。例えばその一つが、重層化、冗長化という視点だと思います。冗長というふうに単に考えますと、通常平時であれば、ある意味でもったいないという感覚も出てくる。しかし、今回の震災を経ると、そこが非常に重要であるということがわかってきた。そうすると、平時には冗長性を付加価値の向上というところに上手に使いながら、いざとなれば非常時には冗長な重層な情報通信ネットワークとして機能すると考えます。

一例を挙げますと、今回パケット通信の頑健性が非常に脚光を浴びていますが、その一方で、肉声が聞きたいという強い要求もでてまいりました。例えば肉親の声が聞きたい。それから防災無線についても、津波警報をちゃんと声で聞き取りたい。あるいは、ラジオというものが非常に情報の源になる。そういったところを、パケットと上手に組み合わせる。例えばですけれども、そんな重層化というようなものも、いろいろな形で今後日本のICT技術が目指すべきものであろうというのが、今回のこの検討で見えてきているのかなと思います。

もう1つは、神経系と申し上げましたが、社会のきずなを強化する、再びつくり上げるという役割も、今回大きくクローズアップされてきたと思います。こういったICT技術を、先ほどもありましたが、東北地方というところを舞台に、きずなの再生、強化、安心安全、そういった技術として、さらに高い創造性を持ったものとしてつくり上げて、それがさらに日本の産業を強くする、産業振興にもつながっていくという思いを持って、これを読んでおります。

○大歳会長　　ありがとうございました。

　　寫委員、お願いします。

○寫委員　　こんにちの東日本復興と大震災からの再生が緊急の課題になっています。今までは知識情報社会のあり方とか情報通信政策という難しい言葉や抽象論が多く、一般論的に頭で考えていることが多かったわけですが、今回こういう大震災が起こったことによって、それがリアルな、そしてどういう緊急性を持っているか、どういう具体性が必要なかということが、今回こういうサブタイトルをつけた意味なのだろうと思うんですね。したがって、よくわかり、それが我々もただこのサブタイトルがあるということは何となく思うのではなく、これをどう具体化するかということが大事だと思う。

　　同時に、おそらく各省庁はみんなこれをやっていると思うんですよ。経済産業省も電力の問題を中心にやっていると、厚労省らの事は医療の問題を中心にやっていると、各省庁みんなやっている。ここの会議はICTというインフラの部分から論じているから、各省庁にまたがる部分が全部いろいろと入っているわけですが、政府としてはそれらを一度一本化して、その中でどういう緊急性をつけるのかとか、どの課題はどの省庁が中心となるのかなど、そういう議論をしておかないと、何か各省庁で言いつばなしになってしまう。そしてまた政府としてまとまりを欠くという問題が出てくることを懸念するわけです。ぜひこの委員会から政府に対して、実は各省庁でこういうような問題が出てきている、これをどう、誰が具体化するか。また、今後また近い将来にこういう大地震が来るかもしれないというふうに言っているわけですから、早急にどういう優先順位でこういうICTのインフラをつくったらいいのか。通信状況の改善なのか、電力なのか、医療なのか、あるいは自治体との関係なのかとか、そういうことを一回政府全体として議論するようにぜひアドバイスしておいてほしいと思います。

○大歳会長　　ありがとうございました。

　　近藤委員、お願いします。

○近藤委員　　日本にはとてもすばらしい技術がたくさんあるのに、知られていないということがたくさんあります。災害用伝言板の利用も、この間、1割でしたし、せっかく寄附していただいたパソコンも、避難所でだれも使えないままというところもたくさんあったそうです。ぜひ総務省は放送局をお願いしていただいて、もっと利用者教育にお金を企業に使っていただけるようにしていただけたらうれしいなと思います。

　　以上です。

○大歳会長　　ありがとうございました。

ほか。前田委員、お願いします。

○前田委員　　今回戸籍とか住民関連データや医療データのバックアップ、それから各種の情報との連携ということが進められるということで、非常に重要なことだと思います。ただ、たしか戸籍だったと思います。住民記録もだったのかもわかりませんが、現在役所の中に置かないといけないという、これもちょっとろ覚えで、申しわけないんですけども、法律だったか何かの条例で制定があったと思います。そもそもそのことが、例えば自治体クラウドをつくるときの妨げになったりということもあるかと思うんですけども、そもそものデータ、大もとのデータをちゃんと情報化して、セキュリティーに配慮しながら、それなりのところに置けるというような形もつくっていくべきではないかと思います。少し細かくてテクニカルな話で申しわけないんですけども、ぜひご検討いただきたいと思います。

○大歳会長　　ありがとうございました。

山内委員、お願いします。

○山内委員　　時間がないので、簡単に2点だけです。

1点は、先ほども出ていましたけれども、タイミングというか、スピードの話です。先ほどの別紙のところ、ICTを使った新たなまちづくり、これで東日本復興に向けたというふうなことでおっしゃっていた話がありましたけれども、おそらく復興のためにはものすごく時間が足りないのだと思うんですね。急がないといけないんだと思うんです。ですから、例えば将来こういうものをつくりたいときに、今とにかくこれだけが必要だというようなことを、まず提言するとか、そういう意味でのスピード感というのが必要ではないかと思います。それと同じことが、13ページの「構築に向けて」というところの、例えば通信・放送ネットワークの将来像というもの、これも技術でどんどん変わりますけれども、今回地デジ化がなり得たということもあり、そういったところでは、こういったところの議論もスピード感を持たなければいけないのではないかと考えています。それが1点目です。

2点目は、私、スマートグリッドとかスマートメーターというもの、エネルギー側から非常に興味を持って勉強させていただいているんですけども、エネルギー側からスマートグリッドとかスマートメーターというのはほとんどインセンティブがないといえますか、構築するインセンティブがほとんどないんですね。その意味では、先ほどホン

ダのプローブ情報の話も出ましたけれども、ああいう形で情報の共有が何か新しい別の価値を生むようなことを、エネルギーのところでもつくり出さないと、スマグリにしてもスマメにしても、構築していく基盤がほとんどないという感じがします。その意味では、ICTにとっても期待して、それを構築するような何か新しい価値を生み出すような基盤をぜひとも考えていただければと思います。

以上でございます。

○大歳会長　　ありがとうございました。

ほか、ございますか。では、服部委員で、高橋委員をお願いします。

○服部委員　　6 ページ目の「通信インフラ等の耐災害性の強化」ということで、報告書の本文のほうには記載があるんですけども、具体的には何かといいますと、災害におけるネットワークのあり方、インターネット利用を含めて、委員会で、桜井局長が委員長で、私と相田先生がワーキンググループの主査で検討している段階で、29日が中間報告になっているわけです。多分こういう資料というのは、ダイジェスト版が出ますと、皆さんこれでほとんど理解されると思うんですね。そういう意味では、少なくともそういうことを今、検討中だということを、このところを書いていただきませんか、これが結果として皆さんひとり歩きすると非常に困りますので、ぜひその辺は配慮していただきたい。

○大歳会長　　ありがとうございました。

では、高橋さん、お願いします。

○高橋委員　　一委員としてさまざまな会議に参加した立場から申し上げます。

3.11の前と後というご質問が先ほどありましたけれども、リソースが限られていること、メリハリをつけること、スピードアップすることというのは、3.11の前でも重要なこととして議論されていたと、私は認識しています。それが、3.11によってより強化しなければいけないという方向に行ったので、重要な問題が災害によって落とされたというふうな認識はございません。ただ、1点非常に難しいなと思っているのは、先ほども副大臣が中長期的視点で盛り込んでとおっしゃったんですが、中長期的視点は非常に難しくなっているんだと思うんですね。つまり今お金が出せても、ずうっと出せますかとか、テーマによっては諸外国のほうが技術開発が進んでくると、やっていることがむだになってしまうということがあるのではないかと。その辺の懸念から、それこそ研究開発、標準化もそうですけれども、そこのマネジメント、PDCAをきちんと

と回すことであるとか、それにかかわる組織のガバナンスをしっかりと、そこから辺は3.11以降により強く意識して議論してきたことだと思います。24年の答申に向けて、私たちが今後検討していく上でも、避けて通れないというか、それを必ず下に置いた上で、どれも大事なんですけれども、議論をしていかなければいけないかなと思っています。

でも、具体的に変化という事例で申し上げれば、スマートグリッドのお話が出ていたけれども、スマートグリッドも、2月の段階では、例えば標準化の喫緊のところに出てはいたんですけども、そのときにはエネルギーの見える化であるとか、通信機能を持つ家電だとかというところの必要論がありましたけれども、3.11を経た後では、太陽光とか蓄電池とか、さまざまなエネルギーの分散制御とか、そういうところにより力点を置いてやっていきましょうというふうに、課題がかなり明確になってきたので、そういう形でこの先1年続けていけたらと思っています。

それから、総合科学技術会議の報告書がそろそろ出るようなんですが、現在公開されているアクションプランの案などをネットで読ませていただきますと、やはり災害復興ということとライフ・イノベーションとグリーン・イノベーションについてはかなり書き込まれているものの、情報通信分野がどういうふうに貢献できるかという具体的な記述が少ないので、これは我々が努力していかなければいけないところだと思います。

それから、国でしかできない基礎的な技術のところをどうするのか。これも科学技術会議のほうで課題には上がっているんですけども、私どもも研究開発とか標準化ということを考えるときに、必ずその壁にぶつかって議論をしてきているので、引き続き問題意識を共有して議論していきたいと思います。よろしくお願いします。

○大歳会長　ありがとうございました。

ほかございますか。広崎委員。

○広崎委員　時間が迫っている中で、すみません。

1点だけ補足のコメントをさせてください。先ほど来3.11を境にという議論があったので、3.11を境に変わったことの一つで、我々が忘れてはならない視点がもう一つあるような気がしたので、あえてコメントさせていただきたいと思いますが、それは、ここにいらっしゃる皆さん経験していると思いますが、国際会議等に出て、いろいろ雑談しますと、世界が日本を大変注目しているんですね。政治的な話はともかくとして、現場の人が大変かたいきずなどで、しかも非常に高い、強い倫理観でもって復興に携

わっている。そういった日本社会の基盤の強さって一体何だろうということで、世界が改めて日本に注目している。この世界が改めて注目している期間に、今まで必ずしも十分ではなかった、日本から世界に情報発信する、こういう工夫をするということも、ある意味では11の犠牲者に報いる一つの方向ではないかと思しますので、あえてコメントさせていただきます。

○大歳会長　　ありがとうございました。

大変建設的なご意見をたくさんありがとうございました。私の不手際で、かなり時間が、副大臣のご予定を含めて余計にかかってしまったということで、ご迷惑をおかけしましたけれども、最後に須藤委員から最終答申に向けてのメッセージをちょうだいできればと思います。

○須藤部会長　　ありがとうございます。

会長おっしゃるように、非常に建設的で、示唆に富むご意見をいただきました。皆様のご意見を極力反映させるように取りまとめを行おうと思います。と同時に、各委員会での議論も、きょういただいたご意見を踏まえて深めていただくようにしたいと思います。それからそのほかにも、私も自治体クラウドにかかわっておりますけれども、情報連携基盤なども、各自治体が個票とか、医療系ですね、個票とかを全部ばらばらにつくってしまっていて、このままではこの答申にありますガバメント2.0とか情報流通連携基盤というのはそのまま使えません。と同時に、政府全体で検討されている社会保障、税にかかわる番号制度も、医療、保険のデータを使って、税の確定などを考えていますけれども、このままでは絵にかいたもちになるので、早急に取り組まなければならないと同時に、被災地の状況把握、それから罹災証明等がすぐに出せるような体制というのは、今後求められます。

そのためにも、徳田委員からも強調していただきましたけれども、情報連携基盤の構築というのは急務になります。と同時に、答申にも書かせていただきましたけれども、個人情報の使い方の柔軟な活用とありますけれども、これも前田委員からご意見ありましたけれども、政府全体でスピーディーに検討して、個人情報の使い方についても相当……。緊急時だけで使えないんですね。ふだんから使っていないと、使えない。ただし、プライバシーとかセンシティブ情報の扱いは極めて重要ですので、そこら辺の議論を早急に詰める必要はあると思います。これは政府全体でやると同時に、この情報通信審議会でも入念な検討が必要だろうと考えております。

建設的なご意見、ありがとうございます。

○大歳会長　　ありがとうございました。

報告事項

地上デジタル放送への完全移行について

○大歳会長　　それでは最後に、地上デジタル放送への完全移行につきまして、総務省より報告をお願いします。

○吉田地上放送課長　　地上放送課長でございます。

資料26-4及び別途お配りしております「資料26-4関連資料」と左肩に書いてあります資料に基づきまして、ご説明させていただきます。

冒頭平岡副大臣からごあいさつありましたとおり、昨7月24日、岩手、宮城、福島 の3県を除きましてアナログ放送が終了し、デジタル化への移行が完了しております。最終盤の取組状況及び昨日の模様につきまして、ご報告させていただきます。時間の関係で、かいつまんでご説明させていただきますことをご容赦ください。

まず、資料26-4をごらんください。1ページ目をごらんください。停波に当たりまして、改めましてデジタル化の意義ということ、なぜデジタル化するのかということ をきちんと言うていく必要があると思っております。昨日も大臣が会見におきまして、この後の取り組みとして、コンテンツの問題と、空いた周波数の有効活用ということ を言及しております。特に空いた周波数につきましては、経済面での活性化にもつながるとともに、右下にありますような安心安全にもつながる、防災関係にも活用できるというものでございます。

2ページをごらんください。これは経緯でございますが、計画が決まりましてから13年、電波法改正から10年の取組でございます。本審議会におきましても、この間7回にわたりまして取組方策につきましてさまざまなご提言をいただきました。最初のころはアナログ周波数変換など準備作業、あるいはその次の段階で中継局の整備ということ ございましたが、最後の数年間におきましては、特に国民の皆様にご円滑にデジタル化に移行していただくかということを中心にご提言をいただいております。

3ページをごらんください。昨年夏にいただきました第7次の提言をベースといたし

まして、私どもとしてここ数カ月の特に重点的に取り組んだ事項でございます。コールセンターにおいて、あらゆるご相談に応じられる体制を組んでおります。また、右上にございますとおり、まちの中に臨時の相談コーナーをつくっております。市役所の一角をお借りして、ご来場いただいた方の相談に応じていくということでございます。あるいは、その右下にありますとおり、ご家庭に直接訪問していろいろとアドバイスさせていただく必要がある場合には積極的に伺いしております。特に21、22年度でも190万の訪問を実施しておりますし、最終盤におきましても重点的にこういう取組を行っております。また、左下にございますとおり、さまざまなNPO様などにもご協力いただきまして、ボランティア活動、声かけ活動ということを行っております。

この具体的な事例につきまして、2ページ飛びまして、恐縮ですが、6ページをごらんください。一つ一つはご説明申し上げませんが、4番のようにコンビニエンスストアさん全国の店舗で声かけをしていただいたり、こういうカードを置いていただいたりしております。5番、公衆浴場というところでは、お風呂の番台から地デジ化大丈夫？ということをお声かけいただいたりしています。7番、タクシーですが、ご高齢の方、通院なさったりするときに、運転手さんが声をかけていただいたり。NPOさんはもちろんですが、こういう民間企業さんも全部無償でこういうご協力をいただきまして、全国で40万人規模の方がこういう活動をしていただいております。

7ページは、時間の関係で省略させていただきます。

8ページにございますとおり、東北3県におきましては震災の影響で、地デジのための取組というのは取り組むのは非常に難しい状況でございますので、来年3月31日までということで延期をさせていただいておりますが、これらの3県につきましても当然丁寧に同じような対応をきちんとしていく必要があると考えておりますので、引き続き取り組んでまいります。

昨日の状況を中心に、関連資料という1枚紙のほうでご説明させていただきます。まず、①です。24日にはコールセンターに合計12.4万の電話相談ございました。先ほど申しましたまち中の臨時相談コーナー、大体5,000件弱のご相談をいただいています。下の円グラフをごらんいただきますと、左側2つが7月23日までの状況、そして右側が7月24日の状況ですが、左と右を比べますと、黄色い戸別訪問というご希望の割合が増えておりますし、また受信設備関係という薄いブルーの割合が増えております。最終盤になりましてチューナーの需要が高まりまして、市場で入手ができていく

状況が生じました。地デジ対応受信機が一台もない方、テレビが全く見られなくなってしまいますので、ほかにチューナー等が入手できないような場合に、そういうチューナーを一時お貸し出しするというのを、デジサポ、臨時相談コーナーを通じて実施しております。昨日1日で、全国1,700件のお貸し出しをしているところでございます。あくまでこれ、本来のご自分でご対応いただくまでのつなぎのための手段でございますので、一時的な貸し出しという措置でございます。

裏面をごらんください。関連資料②でございます。コールセンターの入電件数、7月18日から24時間体制でコールセンターを運用しております。2、3万で推移していたものが徐々に増えてきて、昨日のコール数12万ということでございます。本日は、昨日よりは若干減っている状況でございます。具体的な数字はまだきちんと来ておりません。また、先ほど申しましたまち中の臨時相談コーナーも、月曜ということでもかなりの方いらっしゃっているということですが、全体的には順調にご相談に応じられている状況でございます。引き続きこういう取り組みをしていきまして、まち中の臨時相談コーナーは8月26日まで、お盆過ぎまで開設いたしますし、都道府県ごとにあるデジサポという支援のための拠点も、当面の間、その後も維持してまいります。コールセンターも7月31日まで24時間、それ以降も当然きちんとご相談に応じていきます。お手伝いが必要な方、困った方を全力で支えさせていただく体制を、引き続きとってまいります。

また、残された課題として、岩手、宮城、福島の3県の問題、あるいは停波後にもともと実施する予定であった、暫定的に衛星でごらんになっている地域の対策、あるいはチャンネル変更が必要な地域の対策など、まだやるべきことはございます。昨日無事停波をすることができましたけれども、これらの取り組みを引き続きしっかりやっておりますので、審議会におきます今までの熱心なご議論と貴重なご提言に感謝申し上げますとともに、引き続きのご指導をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○大歳会長　　ありがとうございました。

ただいまのご報告につきましてご意見、ご質問ございましたらお願いします。荒川委員。

○荒川委員　　今まで結構時間をかけて、国民の皆さんに地デジになりますと説明したと思いますが、それでも当日なおかつ相談してくる人というのは、大体どういう方が多か

ったんですか。

○吉田地上放送課長　さまざまな方いらっしゃいますが、全体の20%ぐらいが、どうやって地デジ対応したらいいのだろうというご相談です。どうやって対応したらいいのだろうというのは、全くしていらっしゃらない方もいらっしゃいますし、1台目したんだけれども、そういえば2台目をまだしていなかった、どうしたらいいのかという方もいらっしゃいます。場合によっては、そういえばしていなかったんだけれども、どうしたらいいのだろうと言って、よくよく聞いてみると、ケーブルテレビに入られていて、ケーブルテレビではデジアナ変換していますから、そういうもので対応をすぐにしなくても大丈夫というような方であったり、そういう、どうしたらいいのだろうというのが2割ぐらいございます。あと、一回設定しているはずなだけども、リモコンがうまく使えない、接続がわからなくなった、見えなくなったみたいなものも1割程度ございます。ほかにもアンテナの問題、あと若干あるのが、ほんとうに終わったんですかみたいな確認のお電話などもございます。

○荒川委員　どうもありがとうございます。

特に年齢層で、お年寄りが多いとか、そういうのはなくて、大体どの年齢層も皆さん同じぐらいですか。

○吉田地上放送課長　すみません。年齢層、お幾つですかとも当然お聞きできないので、統計的にはないんですが、やはり満遍なくいらっしゃっている。その中にはご高齢の方もいらっしゃっているというのは、現場の実際に電話を受けている者の感覚だとは聞いております。

○荒川委員　ありがとうございました。

○大歳会長　ほかにもございますか。服部委員。

○服部委員　この地デジというのは、ある意味では国家的なビッグプロジェクトといたしますか、これが成功裏に終わるということは大変結構だと思うんですけども、そういう意味で、これによって産業にどれだけ貢献したかといいますか、例えばこれによってGDPにどれだけ貢献したか、そういったような数値といたしますか、そういうことをもし出せれば、ぜひお願いしたい。一方で、最近テレビの大メーカーさんでいらっしゃるソニーとかシャープさんが、売れば売るほど赤字だということもある。そういう意味では、その辺は少し反省する。これはこの委員会というよりは、それぞれのベンダーさんといいますか、そういう中での置かれた位置づけ、あるいは国がどういうふうに支援

すれば、それがもう少しいいビジネスに向かうか。その辺の反省もあると思うんですけども、当面はこれによってどれだけの産業貢献があったかということ、定量的に、もし出していただければありがたい。

○大歳会長　ほかにございますか。

今の最後の件、吉田さん何かコメントありますか。

○吉田地上放送課長　産業のインパクトというのは多分幾つか側面がありまして、当然地デジの対応のための受信機あるいは工事需要など、そういう直接的な需要の面と、あと、跡地をどういうふうにビジネスに結びつけていくかという、そういう両方の面があると思っております。どういう形でできるのか、今、すぐに見当はつかないんですけども、ご専門の方などにもいろいろとご相談をさせていただきたいと思っております。

○大歳会長　ほか。広崎委員、お願いします。

○広崎委員　大変なご努力、ほんとに感謝しております。1点確認だけなんですけど、こういう事情で、東北3県は、先ほどご説明していただいたとおりということで、多少移行時期をずらすということになっているんですが、これに伴って周波数の跡地利用の計画は変更があるのか、ないのかといったところも含めて補足説明いただければありがたいと思います。

○吉田地上放送課長　跡地利用は幾つか分野がございますけれども、最初にサービスが開始される見込みが立っているのがマルチメディア放送の利用ということでございます。マルチメディア放送、現在計画認定をいたしまして、今後サービスインの準備をしていくということでございますが、実際にサービス計画におきましても、東北地方におけるサービス開始というのがもともと来年後半からということでございますので、直接のサービス全体提供に対する大きな影響はないということでございます。一方で、例えば防災などに利用していこうというときに、そういう地域における利用というのが、3月までということにはございますけれども、当然、今から準備していても、一定の期間はかかるわけでございますので、そういう大きな影響ということはないかと存じます。

○大歳会長　よろしいですか。ほかございますでしょうか。

それでは、ないようですので、以上で本日の議題は終了いたしました。委員の皆様からの何かご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、事務局から何かございますか。

○山田国際戦略局参事官　失礼いたします。

技術分科会、それから各部会の活動状況につきましては、議事規則によりまして、総会に報告することとされております。資料26-5という1枚紙裏表でございますが、配付させていただいております。これをもって報告とさせていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○大歳会長　ありがとうございました。

閉　　会

○大歳会長　次回の日程につきましては、別途調整させていただきまして、事務局からご連絡させていただきます。

それでは、本日の会議をこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。